

企画環境委員会会議記録（第1号）

令和5年12月21日

福島県議会

1 日時

令和5年12月21日（木曜）

午前 10時59分 開会

午後 2時 9分 散会

2 場所

企画環境委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」のとおり

4 出席委員

委員長 山口 信 雄

副委員長 山 内 長

委員 長 尾 トモ子

委員 今 井 久 敏

委員 高 野 光 二

委員 佐 藤 雅 裕

委員 佐々木 彰

委員 大 橋 沙 織

委員 山 田 真太郎

5 欠席委員

委員 大 場 秀 樹

6 議事の経過概要

（午前 10時59分 開会）

山口信雄委員長

開会に先立ち、大場秀樹委員より本日及び明日、欠席する旨の届出があったので報告する。

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより企画環境委員会を開会する。

開会に当たり、一言挨拶する。

さきの本会議において、本委員会の委員長に選任された山口信雄である。

山内副委員長をはじめとした各委員には、今後2年間、委員会の円滑な運営に協力願う。

また、執行部においては、県民の代表である我々との政策議論を通じて、一層の県政進展のために努力願うとともに、委員会運営についても協力願う。

初めに、委員席については、ただいま着席のとおり決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

次に、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、佐々木彰委員、山田真太郎委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外9件及び議員提出議案第4号外3件である。

なお、知事提出議案第40号はあづま総合運動公園に係る指定管理者を指定するものであるが、関係する委員会が本委員会と土木委員会の複数にまたがっていることから、主たる委員会である土木委員会に付託されることとなったので了承願う。

また、陳情一覧表を手元に配付している。

続いて、審査日程について、手元に配付した審査日程(案)のとおり進めたいが異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのように進める。

これより企画調整部の審査に入る。

初めに、各委員、担当書記及び執行部職員の紹介を行う。

まず各委員の紹介を行うが、山内長副委員長より順次自己紹介を願う。

(各委員自己紹介)

山口信雄委員長

以上で各委員の紹介を終わる。

続いて、本委員会の担当書記を紹介する。

議事課大竹主査である。

政務調査課深谷主任主査である。

続いて、執行部側の紹介を願う。

(次長以上自己紹介、その他の職員は政策監より紹介)

山口信雄委員長

以上で紹介を終わる。

これより議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外7件を一括議題とする。

直ちに、企画調整部長の説明を求める。

企画調整部長

(別紙「12月県議会定例会企画環境委員会企画調整部長説明要旨」により説明)

山口信雄委員長

続いて、風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事の説明を求める。

風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事

(別紙「12月県議会定例会企画環境委員会風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事説明要旨」により説明)

山口信雄委員長

続いて、避難地域復興局長の説明を求める。

避難地域復興局長

(別紙「12月県議会定例会企画環境委員会避難地域復興局長説明要旨」により説明)

山口信雄委員長

続いて、文化スポーツ局長の説明を求める。

文化スポーツ局長

(別紙「12月県議会定例会企画環境委員会文化スポーツ局長説明要旨」により説明)

山口信雄委員長

続いて、企画調整課長の説明を求める。

企画調整課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

続いて、文化振興課長の説明を求める。

文化振興課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

続いて、生涯学習課長の説明を求める。

生涯学習課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

続いて、生活拠点課長の説明を求める。

生活拠点課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

山口信雄委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

なお、主たる事務事業の概要等に係る質問がある場合は、一般的事項の際に願う。

質疑のある方は発言願う。

大橋沙織委員

企画5ページ、ふくしま移住支援金給付事業について、子育て世帯の申請件数増に伴う増額との説明だったと思うが、子育て世帯の申請状況を聞く。

ふくしまぐらし推進課長

まず制度概要について述べると、移住支援金は内閣府が所管する全国一律の制度である。給付額は単身の場合は60万円、世帯の場合は100万円、さらに、子育て加算として子供1人当たり最大100万円が加算されるフレームになっており、市町村窓口において申請者に支給するものである。申請件数は前年度9月末時点で26件だったのに対し、今年度9月末時点では49件と約1.9倍増加している。そのうち、世帯の件数が14件から28件に、子育て加算世帯の件数が1件から17件に増加しており、これらの伸びが顕著である。

大橋沙織委員

今後も順調に件数が増えていくことを期待している。

次に企画12ページ、ふくしま海洋科学館の施設等整備費の繰越明許費補正について、ガラス交換工事やエレベーター更新工事において入札不調があったとの説明だったが、不調となった理由を聞く。

生涯学習課長

施工可能な業者に受注が集中したことに伴い、技術者の確保や資材調達が困難となり、年度内における受注が困難となったものである。議決の上は、受注機会を逸しないよう速やかに発注し、施設の運営に支障が出ないように適切に工事を管理していきたい。

大橋沙織委員

次に、企画19ページ以降の訴えの提起4件について聞く。まず議案第83号から第85号までの3件について、被告となるべき者の世帯構成を聞く。

生活拠点課長

3件とも居住時は単身であった。

大橋沙織委員

3件ともセーフティネットの契約は締結していたのか。

生活拠点課長

いずれもセーフティネット使用貸付けの契約を締結している。

大橋沙織委員

今回の件に限らず、これまでも訴えの提起に係る議案が何件か提出されてきた。避難者支援団体の話によれば、セーフティネットの申請をしたいと意思表示はしたものの正式な契約締結をしていないとの考えを持つ避難者もいるとのことである。3件とも明渡しまでに要した損害金や使用料等が未納となっているものであるが、県の対応に様々な不満があるのではないか。話合いもなかなかできず、今回訴えの提起につながったものと思うが、やはり避難者に寄り添う姿勢が必要である。県のスタンスを聞く。

生活拠点課長

避難指示区域外の自主避難者に対する応急仮設住宅の供与終了については、1年半前には予告し、その間に生活再建が図られるよう丁寧に対応してきた。さらに、

それでもなかなか生活再建が図られない避難者に対しては、こちらから声を掛け、2年間の国家公務員宿舎のセーフティーネット使用貸付けを実施したところである。その際には終期を示しながら、転居先を探すサポートや相談会を実施するなど、丁寧に対応してきた。それでもなお退去しない者に対しては、文書による通知、電話、戸別訪問、さらに相談会を何度も開催するなど丁寧に対応してきたが、なかなか話し合いに応じない者に対しては、やむを得ず民事調停や訴えの提起による対応をしているところである。

大橋沙織委員

今の話は聞きおいておく。

次に議案第86号について、被告となるべき者の世帯構成と避難元の市町村を聞く。

生活拠点課長

本件も居住時は単身であった。避難元の市町村は避難指示区域内である。

大橋沙織委員

具体的な市町村名を聞く。

生活拠点課長

浪江町である。

大橋沙織委員

浪江町においては帰還困難区域をはじめ様々な区域が設定されていたが、どの区域に居住していたのか。

生活拠点課長

詳細は手元にはないが、記憶によれば帰還困難区域等ではない地域だったと思う。

大橋沙織委員

明渡しまでに要した損害金が未納となっている背景を聞く。

生活拠点課長

生活困窮者でも高齢者でもないため何度も支払いを求めてきたが、納付の誓約書類を出してもらっても全く約束が守られない状況が続いており、やむを得ず今般の議案提出に至った。

佐々木彰委員

企画9ページの国民体育大会派遣費と企画10ページの東北総合体育大会派遣費の減額理由を聞く。

スポーツ課長

予算要求の際に派遣人数の計画を立てるが、過年度の実績を踏まえながらある程度余裕を持って計上している。また、国体への参加に当たっては、PCR検査が昨年度まで義務づけられていたため検査費用を計上していたが、今年度は緩和されたことに伴い検査費用が減額になった。

佐々木彰委員

団体競技よりも個人競技への参加者が多かったことなどによるものではなく、単純に実績が少なかったということか。

スポーツ課長

予算は多めに確保しており、実際の派遣人数は計画を下回ったが、昨年度よりは増えている。

佐々木彰委員

次に企画13ページ、福島県文化センター指定管理者の指定に係る債務負担行為補正について、限度額及び積算基礎が約17億5,600万円とあるが、大ホールが現在使用できない中、指定管理委託料はどのように見込んでいるのか。

文化振興課長

来年度からの5年間の指定管理委託料については、大ホールの利用休止分は減額を見込んでいるが、光熱水費等の高騰により、指定期間全体では増額で見込んでいる。

今井久敏委員

企画5ページのふくしま移住支援金給付事業について、先ほど子育て世帯の申請件数が増えているとの説明があったが、要因を聞く。

ふくしまぐらし推進課長

東京都内に相談窓口を設けているが、今年度上半期の状況を見ると、全体のうち20～40代からの相談が約55%と、現役世代からの相談が多い。その中でも30代からの相談件数が特に伸びており、夫婦と小さい子供の家族構成が多い。ゆったりとした環境で子供を育てるため、小学校入学前のタイミングで移住を決断するケースが多いと見ている。

長尾トモ子委員

関連して聞くが、具体的にどの地域への移住が増えているのか。また、それぞれ

の魅力についてどのように考えているのか。

ふくしまぐらし推進課長

先ほど説明した今年度上半期の相談件数で述べると、最も多いのが県北で21%、続いて県中と相双がそれぞれ20%、県南が11%、会津といわきがそれぞれ10%、南会津が2%となっており、利便性の高い中通りが多い傾向にある。また、相双では特に南相馬市が移住施策を強力に推進しており、加えて避難地域の手厚い支援もあるため、相談件数が伸びている。相談内容としては、支援制度や就職、住まい等に関するものが多い。

長尾トモ子委員

南相馬市では移住者の声などを冊子にして紹介している。そのようなことも含め、県としても移住施策に係る予算をしっかりと確保し、少しでも本県の人口が増えるよう今後とも取り組んでもらいたい。

山口信雄委員長

議案に対する質疑の途中であるが、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午後 0時 休憩)

(午後 0時58分 開議)

山口信雄委員長

再開する。

休憩前に引き続き、議案に対する質疑を行う。

質疑のある方は発言願う。

高野光二委員

先ほど文化センターの指定管理委託料について説明があったが、委託料にはどのような経費が含まれているのか。

文化振興課長

施設の維持管理経費やセンターで実施する文化事業の事務経費等が含まれている。

高野光二委員

人件費等も含まれるのではないか。委託料に含まれる経費全般について再度説明願う。

文化振興課長

説明が不十分で申し訳ない。委託料の内訳について再度説明する。まず大きく、管理事務経費と物件費に分かれている。管理事務経費には、職員の人件費のほか、光熱水費や警備、清掃等の委託経費など施設の維持管理経費が含まれている。また物件費には、文化情報の発信や館内で実施するイベント等の事務経費、学校や市町村の施設など館外で実施する事業の事務経費等が含まれている。

高野光二委員

文化センターの管理運営に係る全ての経費が含まれていると理解してよいか。

文化振興課長

そのとおりである。

高野光二委員

生け垣や芝生の刈取りの経費も含まれるのだと思う。利用客を迎え入れる部分であるため、しっかりと対応願う。

山口信雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

佐藤雅裕委員

昨日の渡辺康平議員の一般質問において、ALPS処理水に係る誤った報道等についての質問があった。それに対する答弁は、そのような誤った報道等については科学的な事実に基づく正確な情報を発信し続けることが重要であるため、国や東京電力としっかり連携しながら情報発信に努めていくとの内容だったと思うが、渡辺康平議員からは、より踏み込んだ対応をすべきではないかとの再質問もあった。この問題には2つの側面があり、1つは既に流されてしまった誤った報道への対応、もう1つは誤った報道を発信していることに対する問題提起だと思う。昨日の答弁

はどちらかと言うと前者のほうにウエートがあったのではないかと私は受け止めているが、やはり問題なのは、発信していることに対して県としてどのような姿勢で対応するかだと思う。ALPS処理水に係る海外向けの誤った報道や風評を助長する情報発信に対して、県としてどのように対応していくのか、改めて考えを聞く。

風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事

ALPS処理水の放出に伴い、海外向けの報道で「Fukushima water」と発信された件について、これは本県への風評、さらには差別を助長するおそれがある表現である。本県の復興は道半ばであり、風評払拭に向けて県民が一丸となって地道に頑張ってきた努力を踏みにじる行為であると受け止めており、誠に遺憾である。今後、海外に対する風評払拭や輸入規制撤廃に取り組む国、関係機関とも緊密に連携を図りながら、どのような手法が取れるのか、県としての対応を様々な観点から検討していきたい。

佐藤雅裕委員

報道の意図は分からないが、本県のイメージを傷つける表現であったことは事実であると思う。県としての対応を検討していくとのことだが、やはり県として毅然とした態度を取らなければならない。その上で、既に流されてしまった情報に対しては、昨日の答弁のとおり科学的な事実に基づく正確な情報発信をしていくしかないと思うが、今回の報道は日本の大手新聞社によるものである。是正を求め、県として踏み込んだ対応をすべきと思うが、考えを聞く。

風評・風化戦略担当理事兼原子力損害対策担当理事

委員指摘のとおりであるため、今後、報道機関とのコミュニケーションをより密にし、誤解を招く、または風評や差別を助長する表現等があった際には、正確な情報発信について理解が得られるよう、粘り強く丁寧に対応していきたい。

佐藤雅裕委員

そこはしっかりと対応してもらいたい。そのような報道があった際には、問題であることを発信元に対して適時適切に訴えていくことが防止につながると思うし、言わなければまた同じことを繰り返すかもしれない。今後も、本県の風評を二度と起こさせない、間違ったイメージを定着させないとの毅然とした態度で臨んでほしい。

長尾トモ子委員

佐藤委員からも指摘があったが、今回の件についてはもっと怒らなければならないと思う。知事も含め県はいつも「国だ、東京電力だ」と述べており、自分事として捉えていないのではないか。我々議員も一県民として戦っている中、県職員もそのような意識をしっかりと持つべきである。部長の考えを聞く。

企画調整部長

佐藤委員、長尾委員の指摘も踏まえ、先ほど担当理事から述べたとおり、今後しっかり対応していきたい。

高野光二委員

部長説明において、プロスポーツの魅力向上について説明があった。先日テレビを見て感心したが、秋田県ではプロバスケットボールの試合前に県民の歌を歌い、秋田県のチームとの意識を選手だけでなく観客にも浸透させ、非常に盛り上がっているようである。本県においてもそのような盛り上げのための仕掛けを行うべきと思うが、考えがあれば聞く。

地域振興課長

本県においても、各チームとも試合前やハーフタイム等に盛り上げのためのイベント等を行っている。また、試合前に流す歌があり、例えばバスケットボールの福島ファイヤーボンズでは、紫のユニフォームに関連して八神純子氏の「パープルタウン」を流して盛り上げている。また、サッカーの福島ユナイテッドFCでは、チームのために作った歌を流している。県民の歌や市民の歌を流せるかはチームとの相談が必要だが、県としても子供を対象としたスポーツ教室や職業体験等の事業をチームと連携して行っており、引き続きプロスポーツが盛り上がるよう対応していきたい。

高野光二委員

本県のチームとして県民が応援したくなるような雰囲気をつくるためには、チームの歌だけでなく県民の歌を歌うことが重要だと思うので、ぜひ仕掛けてほしい。よろしく願う。

次に、部長説明において、10月に開催した移住相談会に285名が来場したとの話があったが、そのうち、実際に本県に移住した人数を聞く。また、来場者が本県に関心を持った理由を聞く。

ふくしまぐらし推進課長

移住については、一般的に相談会や相談窓口での相談後に移住につながる流れがあり、通常は相談から移住に至るまで少なくとも半年程度は要する。相談会は10月に開催したものであり、その後すぐに移住に至ったケースについては現時点で確認できていない。なお、令和4年度においては、移住相談件数1万7,267件のうち実際に移住に至ったのは1,964世帯2,832人だった。

高野光二委員

相談会は移住のスタートであり、非常に重要な取組である。今後もさらに移住者が増えるよう努力願う。

次に、ALPS処理水について聞く。ALPS処理水の海洋放出による農林水産物の価格への影響はそれほどなかったとの報道があるが、一方では輸入をストップした国もあり、その打撃を受けているとの話もある。東京電力は被害が生じた場合には速やかに賠償すると話しているが、賠償基準は明確にされているのか。

原子力損害対策課長

ALPS処理水の風評賠償については、昨年12月に東京電力が風評賠償の基本的な考え方を公表している。放出前と比べて損害があれば賠償するとの考え方であり、農林水産業のほか観光業など幅広い業種に対して賠償することとされている。

高野光二委員

これまでの東京電力の対応を踏まえると、賠償が確実に行われるのか非常に心配である。県としてもアンテナを高くし、被害が生じた場合には確実に賠償させるとの姿勢が必要と思うが、どうか。

原子力損害対策課長

県原子力損害対策協議会を通じ、被害者の賠償請求に対し真摯に対応するよう東京電力にはこれまでも強く求めてきた。ALPS処理水の風評賠償についても、被害者の視点に立った適切な対応がなされるよう求めていく。

高野光二委員

今後も県として監視、指導をしっかりと行うよう強く求める。

次に、文化センターについて聞く。令和4年3月の地震被害により大ホールが利用できない中、復旧だけではなく建て替えるべきとの意見が様々な関係者から出されている。老朽化しており、交通の便もあまりよくないため、私も建て替えの方向で検討すべきと思っているが、考えを聞く。

文化振興課長

建て替えに当たっては、施設の役割、機能、規模、場所などについて、関係者の意見を聴きながら幅広い観点から検討しなければならず、時間を掛けて丁寧に議論していく必要がある。県民からは早期の利用再開を要望する声があるため、まずは大ホールの復旧を最優先に進めていきたい。

高野光二委員

建て替えには大きな予算が伴うため、スピード感を持って計画を立て、住民の希望や時代に合った施設を造ってほしい。山形県総合文化芸術館は駅直結で利便性が高く、地域住民が文化をしっかり支えていると感じる。その辺りも視野に入れながら検討を急ぎ、早期の建て替えを希望する。

文化振興課長

委員指摘のとおり、近隣県では建て替えている事例もあるため、それらの情報も収集しながら、今後どのような対応が必要となるか検討していく。

今井久敏委員

先月、福島イノベーション・コースト構想推進分科会が開催され、新聞報道によれば、産業発展の青写真を見直す話になったとのことであるが、そもそも分科会の開催が4年ぶりとなったのはどのような経緯からか。また、どこが主催しているのか。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

福島イノベーション・コースト構想推進分科会は復興庁、経済産業省、県の3者で共催しており、前回は令和元年に第3回を開催し、産業発展の青写真を策定した。その後、2年には福島ロボットテストフィールドや東日本大震災・原子力災害伝承館、3年にはふくしま12市町村移住支援センターが開所し、本年4月には福島国際研究教育機構（F-R E I）が設立されるなど、新たな取組も進展してきたことを踏まえ、今後の福島イノベーション・コースト構想のさらなる発展につなげていくため、第4回の開催に至ったものである。

今井久敏委員

福島イノベーション・コースト構想が太い幹であり、その要素がF-R E Iであると思うが、どうもF-R E Iが中心になっており、話がちぐはぐになっているような気がしてならない。恐らく分科会も今後は定期的に開催されることになると思

うが、構想が実のある形となるよう、課題に対する評価もしっかり行いながら進めていくことが重要な時期に来ていると感じる。その辺りについて考えがあれば聞く。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

委員指摘のとおりであると考えている。福島イノベーション・コースト構想は、東日本大震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業基盤の構築を目指すものであり、産業集積や人材育成、交流人口拡大など幅広い取組を実施してきた。一方で、これまでの構想には研究者や技術者の人材育成、学術的な基盤が不足しており、F-R-E-Iは研究開発を主軸として構想をさらに発展させる存在であると認識している。これまで行ってきた取組は引き続き重要であり、そのフォローアップのため第4回分科会を開催し、それぞれの取組について現状や課題を整理したところである。課題は抽出したため、今後、構想をさらに発展させる方策について検討していきたい。

長尾トモ子委員

福島イノベーション・コースト構想とは何かをずっと考えてきた。これまでの構想の取組において特に南相馬市の産業が育ってきており、その面では構想の力は大きかったと思うが、F-R-E-Iが形になったことで見えなくなる部分が出てきてしまうのではないかと。これまでの構想の取組とF-R-E-Iとの関係について、どのように考えているのか。

また、外国から研究者を呼ぶに当たっての生活基盤ができていない点についても、F-R-E-I任せではなく、県としてF-R-E-Iに訴えていくべきと考えるが、どうか。

福島イノベーション・コースト構想推進課長

まず、福島イノベーション・コースト構想とF-R-E-Iとの関係についてである。これまで構想においては産業集積、具体的には県外企業を誘致して地元企業と結びつけたり、実用化開発の支援、マッチング、立地の支援などを行ってきたほか、人材育成、交流人口拡大など幅広く取り組んできた。一方で、F-R-E-Iは産業化を目指す組織であるが、研究開発が主軸になると思う。浜通り地域にも研究機関はあるが、ロボットや農林水産業など幅広い分野において世界最先端の技術開発を目指す点においては、かなりインパクトのある組織であると考えており、研究開発の側面から構想をさらに高める存在になることを期待している。また、構想の取組によ

り企業の集積も一定程度進んでおり、F-R E I が研究開発や実証、実装を進めていくに当たっては、企業との連携が必須になると思われるため、そこの結びつけを県としても強めていきたい。

次に、研究者の生活環境についてであるが、県としても、研究者やその家族が安心して生活でき、活発に活動できる環境は重要であると認識しており、現在、国や市町村と連携しながら、住まい、教育、交通、医療など課題の把握に努めている。

長尾トモ子委員

F-R E I は浪江町に開設されたが、浪江町だけでなく周辺自治体とも連携し、浜通り全体の発展につながるよう県としても関わってほしい。

また、人材育成においては県内人材を育てる観点が必要であり、小高産業技術高校や県内の中高一貫校における人材育成に取り組む必要があると思うが、企画調整部長の考えを聞く。

企画調整部長

委員指摘のとおりである。F-R E I は福島イノベーション・コースト構想において最初から予定されており、ようやく形になった。浜通り全体の発展や人材育成は極めて重要であり、県教育委員会、(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構、国、市町村、F-R E I 等とのコミュニケーションを密にし、浜通りに足を運びながら、福島イノベーション・コースト構想という幹をいかに充実させていくかとのスタンスで取り組んでいきたい。

大橋沙織委員

先ほど高野委員からALPS処理水の海洋放出に伴う賠償について質問があったが、私も賠償が最後までしっかりと行われるのか非常に不安である。農林業者や商工業者に対する賠償はどんどん打ち切られており、賠償を認めたものの1年近くたっても支払われていない事例もある。このような東京電力の不誠実な姿勢はいまだに変わっておらず、しっかりと賠償を行うよう県としても引き続き求めるべきと思う。

そのような要望を行う組織として県原子力損害対策協議会があり、先日も副知事が上京して要望活動を行っているが、全体会議はしばらく開かれていないと記憶している。全体会議が前回開かれたのはいつか。

原子力損害対策課長

昨年12月に東京電力が風評賠償の基本的な考え方を公表するとともに、中間指針第五次追補が策定されたことを受け、それらの内容に係る全体説明会を同月に開催した。

大橋沙織委員

出席者からはどのような意見が出されたのか。

原子力損害対策課長

国や東京電力に対して直接意見を言える場であるため、東京電力の誠実な対応を求める声や、これまでの賠償の姿勢に対する批判的な意見等が出された。

大橋沙織委員

国や東京電力に対して直接意見を言える場として、今後も積極的に全体会議を開催してほしい。要望とする。

次に、人口減少対策について聞く。人口減少対策は県としても重要な課題であり、要となるのが企画調整部だと思う。令和4年度の移住相談件数は1万7,267件とのことで、これは全国3位の数値だと思うが、他県も様々な取組を行っている中、本県が全国3位となった背景についてどのように分析しているのか。

ふくしまぐらし推進課長

外的要因と内的要因に分けて分析しており、外的要因としては、若い世代を中心とした地方移住への関心の高まりや新型コロナウイルス感染症を契機としたゆとりのある生活志向の高まり、テレワークの普及による転職なき移住の増加、デジタル田園都市国家構想や報道、SNSの発信等による地方移住の認知向上などが考えられる。また、内的要因、つまり県や市町村の取組としては、首都圏での移住相談会等の開催後もきめ細やかな相談体制や情報発信の強化に取り組んだこと、市町村における移住施策の充実が図られてきたこと、ふくしま12市町村移住支援センターによる強力な情報発信などが考えられる。

本県への新たな人の流れはできてきていると捉えているが、楽観視はしていない。全国との競争も過密になってきており、アフターコロナとなりテレワークの実施率も現在40～50%と低下傾向にあるため、今後の社会状況の変化を注視する必要がある。移住のみならず本県の暮らし全般の水準を高めるためには、部局間や市町村との連携が鍵であり、地域創生・人口減少対策本部会議やワーキンググループを通じ、庁内で密に連携しながら対応を進めているところである。

大橋沙織委員

移住、定住はどうしてもパイの奪い合いの側面が大きいと感じている。そもそもの人口を増やす観点や県外流出を防ぐ観点も必要と思うが、考えを聞く。

復興・総合計画課長

福島県総合計画やふくしま創生総合戦略の下、地方創生の実現に向け、全庁で人口減少に対する危機感を共有しながら、自然減対策と社会減対策を一体的に進めている。今後も国の動きや本戦略の施策展開をしっかりと見据えながら、関係部局と連携して各施策に取り組んでいく。

山口信雄委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、企画調整部の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

各委員は暫時お待ち願う。

(午後 2時 5分 休憩)

(午後 2時 6分 開議)

山口信雄委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案4件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ書記に朗読させる。

(書記朗読)

山口信雄委員長

初めに、議員提出議案第4号について各委員の意見を聞く。

佐々木彰委員

可決願う。

大橋沙織委員

可決願う。

山田真太郎委員

可決願う。

今井久敏委員

可決願う。

山口信雄委員長

議員提出議案第4号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第5号について各委員の意見を聞く。

佐々木彰委員

可決願う。

山田真太郎委員

可決願う。

大橋沙織委員

可決願う。

今井久敏委員

可決願う。

山口信雄委員長

議員提出議案第5号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第6号について各委員の意見を聞く。

佐々木彰委員

可決願う。

山田真太郎委員

可決願う。

大橋沙織委員

可決願う。

今井久敏委員

可決願う。

山口信雄委員長

議員提出議案第6号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第7号について各委員の意見を聞く。

佐々木彰委員

可決願う。

山田真太郎委員

可決願う。

大橋沙織委員

可決願う。

今井久敏委員

可決願う。

山口信雄委員長

議員提出議案第7号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

山口信雄委員長

異議ないと認め、そのようにする。

なお、採決は12月25日に行う。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

本日は、以上で委員会を終わる。

明12月22日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は生活環境部の審査である。

これをもって散会する。

(午後 2時 9分 散会)